

議 案 名	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準の規定を引用している富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	(1) 第25条に規定している特定教育・保育施設の職員が、教育・保育給付認定子どもに対して禁止している児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる虐待等の行為について、幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員の場合は認定こども園法第27条の2第1項各号に、幼稚園である特定教育・保育施設の職員の場合は学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号に置き換える規定を加える必要があるため、改正するもの。 (2) 第25条の改正に伴い、第15条第1項第1号に規定している略称の適用範囲を改正するもの。
施 行 日	公布の日

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１９号）新旧対照表

新	旧
(特定教育・保育の取扱方針) 第１５条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第１０条第１項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)～(4) (略) ２ (略)	(特定教育・保育の取扱方針) 第１５条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下<u>この号及び次号</u>において「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第１０条第１項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)～(4) (略) ２ (略)
(虐待等の禁止) 第２５条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号<u>（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第２５条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号_____ _____ _____ _____ _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。